

各会派での検討事項について

【質疑・質問】

項 目	提 案 内 容
1	定例会ごとの発言者数の上限 (発言者数の割り振り) 1人会派から25人会派まで別表に記載 (計算方法等は別表参照)
2	会派の所属議員数に 異動があった場合の発言者数 異動後の会派所属議員数に基づき、 定例会ごとの発言者数の上限の範囲内で発言できる。
3	追加議案の質疑時間 提案理由説明ごとに、 所属議員5人以上の会派は60分以内(2人以内)、 所属議員4人以下の会派は30分(1人)
4	臨時会の質疑時間 臨時会の付議事件を確認し、 その都度、議会運営委員会において協議する。
5	質疑・質問の休憩時間の設定 <p>【原則】</p> <p>①質疑・質問は、120分を目安に休憩を設ける</p> <p>②昼食に要する休憩は60分、午後の休憩は15分</p> <p>【例外】</p> <p>6月定例会及び12月定例会の初日は、長提出議案の提案理由説明等(20分程度)が行われた後、質疑・質問が午前10時20分頃から開始される。このため、</p> <p>①午前の質疑・質問時間を90分(午前11時50分頃終了)とし、午後の再開時刻を午後1時とする。</p> <p>②ただし、抽せん結果により午前の質疑・質問時間が120分(午後0時20分頃終了)となった場合は、午後の再開時刻を午後1時30分とする。</p> <p>【その他】</p> <p>抽せん結果により、午前11時30分からの発言者が60分の発言時間となった場合、案①～案③の中から選択</p> <p>案①午前11時30分から休憩を取り、午後1時から再開とする。(休憩90分)</p> <p>案②午前11時30分から休憩を取り、午後0時30分から再開とする。(休憩60分)</p> <p>案③午後0時30分から休憩を取り、午後1時30分から再開とする。(休憩60分)</p> <p>※各会派の意見が分かれた場合は、一番多く賛同を得た案を採用</p>